

教 育 長	課 長 (公民館長)	課 長 補 佐	係	

生涯学習センター施設使用（変更）許可申請書

令和 年 月 日

徳之島町教育委員会 殿

申請者・請求先	申請団体名	
	郵便番号	〒 -
	住所	
	代表者名等	印
	電話番号	
	代理申請者名 (申請者と同じ場合は記入の必要はありません。)	印

生涯学習センターの下記施設・設備を使用したいので許可くださるようお願いいたします。併せて、使用するにあたり、次のことを誓約します。

【後片付けについて】

- 使用した部屋はきれいに片付けます。(控え室として使用した和室、調理室、研修室等を含む)
- 飲食をともなう利用があった場合は机等を拭いて片付けます。(必要に応じて床等も含む)
- 電灯・クーラーの消し忘れ、窓の閉め忘れがないか必ず確認します。
- 調理室を使用した際は、シンクストレーナー(排水溝用ネット)も含め、ゴミは残さず片付けます。食器・調理器具類は、元あった場所へ収納します。

【駐車について】

- 当センター駐車場が満車の場合は、町役場駐車場を利用します。
- ダイマル本店をはじめとする近隣商業・その他施設駐車場の利用・路上駐車等、周囲に迷惑をかける行為は絶対にしません。開催文(案内文)にも明記します。

【施設使用中の事故について】

施設使用中の事故発生については、使用責任者において一切の責任を負います。

【緊急時の対処について】

緊急時の避難及び誘導については、使用者及び主催者が責任をもって行います。

記

1	使用責任者	
2	使用期間 (午前・午後の □にチェックを 入れて下さい)	令和 年 月 () 午前□ 午後□ 時 分から (午前9:00から午後10:00ま 午前□ 午後□ 時 分まで での間で記入してくださ 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとしてください。
3	使用目的	・入場料 有□ 無□ □にチェックを入れて下さい
4	使用施設・ 設備の□に チェックを入 れて下さい	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> 和 室 <input type="checkbox"/> 工 作 室 <input type="checkbox"/> 冷房機 <input type="checkbox"/> 冷房機 <input type="checkbox"/> 冷房機 <input type="checkbox"/> 舞台照明一式 <input type="checkbox"/> 研 修 室 <input type="checkbox"/> 陶芸用電気窯 <input type="checkbox"/> 音響設備一式 <input type="checkbox"/> 冷房機 <input type="checkbox"/> 音楽練習室 <input type="checkbox"/> 映像設備一式 <input type="checkbox"/> 視聴覚室 <input type="checkbox"/> 冷房機 <input type="checkbox"/> カラオケ一式 <input type="checkbox"/> 冷房機 <input type="checkbox"/> 楽器等設備一式 <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> パソコン一式 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 控 え 室 <input type="checkbox"/> 調 理 室 <input type="checkbox"/> 特殊電源使用 <input type="checkbox"/> 冷房機 <input type="checkbox"/> 冷房機 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 1F町民ギャラリー
5	集合人員	人
6	使用料金	・請求書は、後日、代表者へ郵送いたします。 ・土曜日、日曜日、祝祭日に使用する場合は、規定料金の2割増となります。 ・入場料(整理券を含む)を徴収して使用する場合(営業の宣伝その他これに類するものを含む)は、規定料金の5割増となります。
7	その他 必要なもの ・備考	
8	駐車責任者名	【 必ず、駐車責任者を記載してください。 】

(徳之島町公民館条例)

・徳之島町生涯学習センター使用料金

		使 用 料 (1 時 間 当 り)		
		午前	午後	夜間
		午前 9 時 ~ 午前 12 時	午後 1 時 ~ 午後 5 時	午後 5 時 ~ 午後 10 時
ホ	ール	1,350円 (700円)	1,350円 (700円)	1,620円 (840円)
	※ (舞台面のみ)			
和	室	700円	700円	840円
研	修室	700円	700円	840円
視	聴覚室	700円	700円	840円
調	理室	1,100円	1,100円	1,320円
控	え室 (シャワー込)	700円	700円	840円
工	作室	700円	700円	840円
音	楽練習室	700円	700円	840円
冷房機	ホ	2,000円		
	ール			
	和			
	室			
	研			
	修室			
	視	500円		
聴				
覚				
室				
調				
理				
室				
控				
え				
室				
工				
作				
室				
音				
楽				
練				
習				
室				

- 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとし、使用料は最初の1時間以内の利用は1時間、以後30分単位により算定する。この場合において、30分以内の利用は30分とし、1時間当り使用料の半額とする。
 - 土曜日、日曜日及び祝祭日の使用料は、規定料金の2割増しとする。
 - 許可を受けて、9時以前の使用又は使用時間を延長しようとするときは、その1時間当りの使用料は、9時以前の場合午前の使用料の額、正午から午後1時の場合、午後の使用料の額、午後10時以後の場合、夜間の使用料の額とする。この場合において、第1号の規定に基づき算定する。
 - 入場料(整理券を含む。)を徴収して使用する場合(営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料で入場させるときは、入場料を徴収したものとみなす。)は、規定料金の5割増しとする。
 - 使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
 - 控え室をホール使用目的で一体的に使用する場合は、その使用料を徴収しない。
- ※ ホールの舞台面のみ使用は、リハーサル(ホールを使用して催物等を行う場合に限る。)等、教育委員会が特に認めた場合に限る。

(徳之島町公民館管理運営等に関する条例施行規則)

・徳之島町生涯学習センター設備等使用料金

名 称	単 位	使用料
舞台照明設備	1式	1,550円
音響設備	1式	1,800円
映像設備	1式	1,750円
カラオケ	1式	2,100円
ピアノ	1台	2,100円
視聴覚用パソコン	1式	900円
陶芸用電気窯	1基	2,500円
	1KW	2円
特殊電源使用	1式	1,500円

- 使用時間区分とは、条例第10条第2項の別表1記載の午前(午前9時から午前12時まで)、午後(午後1時から午後5時まで)、夜間(午後5時から午後10時まで)とする。
- 陶芸用電気窯以外の設備使用料は、午前、午後及び夜間の使用時間区分(使用時間区分を跨り使用する場合、1回当り4時間を限度とする。)ごとに計算し徴収する。
- 使用時間の超過許可を受けた場合の設備使用料は、この表の2割増しの額とする。ただし、1時間を超える超過使用はできない。
- 舞台照明設備、音響設備及び映像設備の使用料に、技術料は含まないものとする。設備等の使用方法については、事前に確認すること。
- 陶芸用電気窯使用料は、1回当りの使用料に電気使用料(使用された電力量に表中の1KW当り電気料を乗じた額)を加算した額を使用料とする。
- 使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。